

交	01	12	5 年
(令和13年3月31日まで保存)			
(令和13年3月31日まで有効)			

交 規 第 6 0 号
令 和 7 年 5 月 8 日

交通部内所属長
各警察署長 殿

交 通 部 長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について
代理人が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書を作成し、又は提出した場合における取扱い上の留意事項については、「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」（令和6年7月1日付け交規第166号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が本年4月1日から施行され、保管場所標章が同日に廃止されたことに伴い、法に定める自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書（以下「申請書等」という。）を作成し、又は提出した場合における取扱い上の留意事項を下記のとおり改正し、運用することとしたので、事務処理上、誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

記

1 委任状の取扱いについて

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明又は保管場所届出の受理（以下「保管場所証明等」という。）を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の提出について行政書士会等に対し要請すること。

2 申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正について、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めることとし、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出され

ている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

3 申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

4 復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

担当 交通規制課 規制第二係